

資料編

連結決算の状況

■業績の状況（連結）

当中間連結会計期間（令和6年4月1日～令和6年9月30日）におけるわが国の経済は、物価の高騰やウクライナ・中東情勢による地政学リスクの拡大等、国内外に不安材料はあったものの、企業の設備投資は引き続き好調を維持し、令和6年春闘においては大手企業の賃上げ率が5%を超える等、総じて底堅く推移しました。

金融市場においては、日銀による追加利上げが行われ金融政策の正常化を進める姿勢が示された一方で、米国利下げによる日米金利差の拡大により円安が進行しました。

地域金融機関を取り巻く環境につきましては、長く続いた低金利政策からの転換により今後は金利のある世界への対応が求められる一方で、人口減少や少子高齢化の進展等により厳しい状況が続く中、業務の効率化も含めた経営基盤の強化と健全性の確保が求められております。また、新型コロナウイルス感染症感染拡大の長期化や資源価格等の高騰により影響を受けた個人・中小企業者の皆さまへの資金繰りや経営改善の支援など、金融仲介機能の円滑な発揮によりお客さまや地域経済を支え続けていくとともに、お客さま本位の業務運営に一層取り組むことやお客さまのニーズに応じた質の高いサービスを提供することが求められております。このほか、ガバナンスの強化、人的投資・人材育成への取組み、気候変動問題や脱炭素社会への取組みなどサステナビリティへの取組み等も重要な課題となっております。さらに、株式市場からは、投資者をはじめとするステークホルダーの期待に応え、持続的な成長と中長期的な企業価値向上を実現するため、資本コストや株価を意識した経営の実現に向けた取組みが強く求められております。

こうした中、当社は、令和5年4月から3か年の第5次経営計画を策定いたしました。当計画は、グループ経営理念である「お客さま第一主義」「お客さまとともに成長」「信頼と安心の経営」に基づき、10年後の目指す姿を『やっぱり“トモニ”を選んでよかったと言われる広域金融グループ』として、それを実現するための最初の3年間の経営計画と位置付けており、5つの基本戦略に基づく具体的施策に取り組むことにより、全てのステークホルダーの皆さまに対して、より高い価値を、より速く、より広く提供し、ともに成長を紡いでまいりたいと考えております。

イ. 損益の状況

当中間連結会計期間における損益状況は、経常収益は、貸出金利息及び有価証券利息配当金の増加により資金運用収益が増加したことに加え、役務取引等収益が増加したこと等により、前中間連結会計期間比3,010百万円増加して45,437百万円となりました。

経常費用は、預金利息の増加により資金調達費用が増加したこと等により、同1,288百万円増加して32,879百万円となりました。その結果、経常利益は同1,721百万円増加して12,557百万円、親会社株主に帰属する中間純利益は同1,669百万円増加して8,683百万円となりました。

ロ. 主要勘定の状況

当中間連結会計期間末における主要勘定残高の状況は、資産の部合計は前連結会計年度末比1,571億円増加して4兆9,675億円となり、純資産の部合計は同75億円増加して2,849億円となりました。また、譲渡性預金を含む預金等残高は同1,056億円増加して4兆4,428億円、貸出金残高は同566億円増加して3兆6,124億円、有価証券残高は同568億円増加して7,440億円となりました。

ハ. キャッシュ・フローの状況

① 営業活動によるキャッシュ・フロー

当中間連結会計期間において営業活動の結果獲得した資金は126,737百万円となり、前中間連結会計期間比100,938百万円の獲得増加となりました。これは、預金やコールマネーの増加による資金獲得が増加したこと等によるものであります。

② 投資活動によるキャッシュ・フロー

投資活動により前中間連結会計期間は24,833百万円の資金を獲得しましたが、当中間連結会計期間は68,129百万円の資金を支出しました。これは前中間連結会計期間と比較して、有価証券の取得による支出が増加したこと等によるものであります。

③ 財務活動によるキャッシュ・フロー

当中間連結会計期間において財務活動の結果支出した資金は1,629百万円となり、前中間連結会計期間比810百万円の支出増加となりました。これは前中間連結会計期間と比較して、リース債務の返済による支出が増加したこと等によるものであります。

④ 現金及び現金同等物の増減状況

上記の結果、当中間連結会計期間末における現金及び現金同等物は、前連結会計年度末比56,978百万円増加し、514,976百万円となりました。

■主要な経営指標等の推移（連結）

期 別		令和4年度 中間期	令和5年度 中間期	令和6年度 中間期	令和4年度	令和5年度
連結経常収益	百万円	37,150	42,427	45,437	77,654	87,817
連結経常利益	百万円	9,536	10,836	12,557	20,679	21,528
親会社株主に帰属する中間純利益	百万円	6,848	7,014	8,683	—	—
親会社株主に帰属する当期純利益	百万円	—	—	—	14,168	14,008
連結中間包括利益	百万円	△6,517	5,784	8,411	—	—
連結包括利益	百万円	—	—	—	3,299	21,211
連結純資産額	百万円	238,654	252,474	284,961	247,356	277,466
連結総資産額	百万円	4,642,440	4,687,769	4,967,539	4,551,361	4,810,452
1株当たり純資産額	円	1,454.91	1,535.04	1,463.23	1,506.76	1,426.53
1株当たり中間純利益	円	42.49	43.24	45.15	—	—
1株当たり当期純利益	円	—	—	—	87.71	82.10
潜在株式調整後1株当たり中間純利益	円	41.67	42.44	44.42	—	—
潜在株式調整後1株当たり当期純利益	円	—	—	—	86.04	80.61
自己資本比率	%	5.06	5.31	5.66	5.36	5.69
連結自己資本比率（国内基準）	%	8.81	8.88	9.30	8.86	9.23
営業活動によるキャッシュ・フロー	百万円	△46,034	25,799	126,737	△201,412	57,591
投資活動によるキャッシュ・フロー	百万円	△20,489	24,833	△68,129	37,476	27,567
財務活動によるキャッシュ・フロー	百万円	△778	△819	△1,629	△2,564	6,503
現金及び現金同等物の中間期末（期末）残高	百万円	465,525	416,153	514,976	366,324	457,998
従業員数	人	2,300	2,262	2,223	2,237	2,212
[外、平均臨時従業員数]	人	[255]	[255]	[251]	[252]	[250]

- （注） 1. 自己資本比率は、（（中間）期末純資産の部合計－（中間）期末新株予約権－（中間）期末非支配株主持分）を（中間）期末資産の部の合計で除して算出しております。
2. 連結自己資本比率は、銀行法第52条の25の規定に基づく平成18年金融庁告示第20号に定められた算式に基づき算出しております。
- 当社は、国内基準を採用しております。
3. 令和5年度中間期より割賦販売取引の売上高及び売上原価の計上基準を変更しており、令和4年度中間期及び令和4年度については遡及適用後の数値を記載しております。

■金融商品取引法に基づく監査を受けている旨（連結）

当社は金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、令和5年度中間期及び令和6年度中間期の連結財務諸表について、EY新日本有限責任監査法人の中間監査を受けております。

■セグメント情報

【セグメント情報】

当社グループの報告セグメントは「銀行業」のみであり、報告セグメントに含まれない事業セグメントについては重要性が乏しいことから、記載を省略しております。

【関連情報】

前中間連結会計期間（自 令和5年4月1日 至 令和5年9月30日）

1. サービスごとの情報

（単位：百万円）

	貸出業務	有価証券 投資業務	リース業務	その他	合計
外部顧客に対する経常収益	23,200	9,874	2,406	6,945	42,427

（注）一般企業の売上高に代えて、経常収益を記載しております。

2. 地域ごとの情報

(1) 経常収益

当社グループは、本邦の外部顧客に対する経常収益に区分した金額が中間連結損益計算書の経常収益の90%を超えるため、記載を省略しております。

(2) 有形固定資産

当社グループは、本邦に所在している有形固定資産の金額が中間連結貸借対照表の有形固定資産の金額の90%を超えるため、記載を省略しております。

3. 主要な顧客ごとの情報

特定の顧客に対する経常収益で中間連結損益計算書の経常収益の10%以上を占めるものがないため、記載を省略しております。

当中間連結会計期間（自 令和6年4月1日 至 令和6年9月30日）

1. サービスごとの情報

（単位：百万円）

	貸出業務	有価証券 投資業務	リース業務	その他	合計
外部顧客に対する経常収益	24,949	10,038	2,609	7,839	45,437

（注）一般企業の売上高に代えて、経常収益を記載しております。

2. 地域ごとの情報

(1) 経常収益

当社グループは、本邦の外部顧客に対する経常収益に区分した金額が中間連結損益計算書の経常収益の90%を超えるため、記載を省略しております。

(2) 有形固定資産

当社グループは、本邦に所在している有形固定資産の金額が中間連結貸借対照表の有形固定資産の金額の90%を超えるため、記載を省略しております。

3. 主要な顧客ごとの情報

特定の顧客に対する経常収益で中間連結損益計算書の経常収益の10%以上を占めるものがないため、記載を省略しております。

【報告セグメントごとの固定資産の減損損失に関する情報】

当社グループは、報告セグメントが「銀行業」のみであり、報告セグメントに含まれない事業セグメントについては重要性が乏しいことから記載を省略しております。

【報告セグメントごとののれんの償却額及び未償却残高に関する情報】

該当ありません。

【報告セグメントごとの負ののれん発生益に関する情報】

該当ありません。

■リスク管理債権額（連結）

（単位：百万円）

区分	令和5年度中間期	令和6年度中間期
破産更生債権及びこれらに準ずる債権額	12,123	11,586
危険債権額	49,531	49,652
三月以上延滞債権額	50	58
貸出条件緩和債権額	5,867	5,645
合計	67,573	66,942
正常債権額	3,485,719	3,623,056
部分直接償却実施額	9,105	8,432
総与信残高（未残）	3,553,292	3,689,999

（注）リスク管理債権の定義は以下のとおりです。

(1) 破産更生債権及びこれらに準ずる債権

破産手続開始、更生手続開始、再生手続開始の申立て等の事由により経営破綻に陥っている債務者に対する債権及びこれらに準ずる債権のこと。

(2) 危険債権

債務者が経営破綻の状態には至っていないが、財政状態及び経営成績が悪化し、契約に従った債権の元本の回収及び利息の受取りができない可能性の高い債権のこと。

(3) 三月以上延滞債権

元本又は利息の支払が約定支払日の翌日から三月以上遅延している貸出金のこと。

(4) 貸出条件緩和債権

債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他の債務者に有利となる取決めを行った貸出金のこと。

(5) 正常債権

債務者の財政状態及び経営成績に特に問題がないものとして、(1)から(4)までに掲げる債権以外のものに区分される債権のこと。

中間連結財務諸表

■ 中間連結貸借対照表

(資産の部)

(単位：百万円)

科 目	令和5年度中間期 (令和5年9月30日)	令和6年度中間期 (令和6年9月30日)
資産の部		
現金預け金	420,778	519,533
商品有価証券	405	365
金銭の信託	1,212	1,104
有価証券	679,227	744,009
貸出金	3,483,756	3,612,449
外国為替	7,174	3,428
リース債権及びリース投資資産	11,079	13,009
その他資産	52,110	39,654
有形固定資産	35,600	37,198
無形固定資産	902	527
退職給付に係る資産	6,551	9,631
繰延税金資産	3,874	270
支払承諾見返	7,005	7,726
貸倒引当金	△21,910	△21,372
資産の部合計	4,687,769	4,967,539

(負債及び純資産の部)

(単位：百万円)

科 目	令和5年度中間期 (令和5年9月30日)	令和6年度中間期 (令和6年9月30日)
負債の部		
預金	4,122,861	4,329,826
譲渡性預金	143,546	112,999
コールマネー及び売渡手形	25,000	56,000
債券貸借取引受入担保金	9,452	—
借入金	103,112	138,744
外国為替	19	66
その他負債	22,641	34,860
賞与引当金	341	354
役員賞与引当金	49	51
退職給付に係る負債	147	146
睡眠預金払戻損失引当金	115	82
偶発損失引当金	151	219
繰延税金負債	40	701
再評価に係る繰延税金負債	808	798
支払承諾	7,005	7,726
負債の部合計	4,435,294	4,682,577
純資産の部		
資本金	25,000	30,228
資本剰余金	25,887	31,109
利益剰余金	201,204	214,954
自己株式	△490	△407
株主資本合計	251,601	275,885
その他有価証券評価差額金	△4,474	1,941
繰延ヘッジ損益	△0	0
土地再評価差額金	1,423	1,400
退職給付に係る調整累計額	670	2,284
その他の包括利益累計額合計	△2,381	5,628
新株予約権	1,048	1,115
非支配株主持分	2,206	2,333
純資産の部合計	252,474	284,961
負債及び純資産の部合計	4,687,769	4,967,539

■ 中間連結損益計算書

(単位：百万円)

科 目	令和5年度中間期 (自 令和5年4月1日 至 令和5年9月30日)	令和6年度中間期 (自 令和6年4月1日 至 令和6年9月30日)
経常収益	42,427	45,437
資金運用収益	31,477	34,861
(うち貸出金利息)	23,200	24,949
(うち有価証券利息配当金)	7,972	9,370
役務取引等収益	5,853	6,620
その他業務収益	2,759	2,764
その他経常収益	2,336	1,190
経常費用	31,591	32,879
資金調達費用	817	1,464
(うち預金利息)	609	1,334
役務取引等費用	2,006	2,032
その他業務費用	11,012	11,298
営業経費	16,592	16,835
その他経常費用	1,162	1,247
経常利益	10,836	12,557
特別利益	0	—
固定資産処分益	0	—
特別損失	248	214
固定資産処分損	28	167
減損損失	219	46
税金等調整前中間純利益	10,587	12,343
法人税、住民税及び事業税	3,418	3,254
法人税等調整額	108	355
法人税等合計	3,526	3,610
中間純利益	7,061	8,733
非支配株主に帰属する中間純利益	46	50
親会社株主に帰属する中間純利益	7,014	8,683

■ 中間連結包括利益計算書

(単位：百万円)

科 目	令和5年度中間期 (自 令和5年4月1日 至 令和5年9月30日)	令和6年度中間期 (自 令和6年4月1日 至 令和6年9月30日)
中間純利益	7,061	8,733
その他の包括利益	△1,276	△322
その他有価証券評価差額金	△1,228	△130
繰延ヘッジ損益	△1	0
退職給付に係る調整額	△46	△192
中間包括利益	5,784	8,411
(内訳)		
親会社株主に係る中間包括利益	5,743	8,376
非支配株主に係る中間包括利益	41	34

■中間連結株主資本等変動計算書

令和5年度中間期（自 令和5年4月1日 至 令和5年9月30日）

（単位：百万円）

	株主資本				
	資本金	資本剰余金	利益剰余金	自己株式	株主資本合計
当期首残高	25,000	25,890	195,000	△595	245,295
当中間期変動額					
剰余金の配当			△810		△810
親会社株主に帰属する中間純利益			7,014		7,014
自己株式の取得				△0	△0
自己株式の処分		△2		105	102
土地再評価差額金の取崩			0		0
株主資本以外の項目の当中間期変動額（純額）					
当中間期変動額合計	—	△2	6,204	104	6,306
当中間期末残高	25,000	25,887	201,204	△490	251,601

	その他の包括利益累計額					新株予約権	非支配株主持分	純資産合計
	その他有価証券評価差額金	繰延ヘッジ損益	土地再評価差額金	退職給付に係る調整累計額	その他の包括利益累計額合計			
当期首残高	△3,251	0	1,423	716	△1,111	1,005	2,167	247,356
当中間期変動額								
剰余金の配当								△810
親会社株主に帰属する中間純利益								7,014
自己株式の取得								△0
自己株式の処分								102
土地再評価差額金の取崩								0
株主資本以外の項目の当中間期変動額（純額）	△1,223	△1	△0	△46	△1,270	43	39	△1,188
当中間期変動額合計	△1,223	△1	△0	△46	△1,270	43	39	5,118
当中間期末残高	△4,474	△0	1,423	670	△2,381	1,048	2,206	252,474

令和6年度中間期（自 令和6年4月1日 至 令和6年9月30日）

（単位：百万円）

	株主資本				
	資本金	資本剰余金	利益剰余金	自己株式	株主資本合計
当期首残高	30,228	31,116	207,305	△490	268,160
当中間期変動額					
剰余金の配当			△1,056		△1,056
親会社株主に帰属する中間純利益			8,683		8,683
自己株式の取得				△0	△0
自己株式の処分		△6		83	76
土地再評価差額金の取崩			22		22
株主資本以外の項目の当中間期変動額（純額）					
当中間期変動額合計	—	△6	7,648	83	7,725
当中間期末残高	30,228	31,109	214,954	△407	275,885

	その他の包括利益累計額					新株予約権	非支配株主持分	純資産合計
	その他有価証券評価差額金	繰延ヘッジ損益	土地再評価差額金	退職給付に係る調整累計額	その他の包括利益累計額合計			
当期首残高	2,056	0	1,423	2,477	5,957	1,048	2,300	277,466
当中間期変動額								
剰余金の配当								△1,056
親会社株主に帰属する中間純利益								8,683
自己株式の取得								△0
自己株式の処分								76
土地再評価差額金の取崩								22
株主資本以外の項目の当中間期変動額（純額）	△115	0	△22	△192	△329	66	32	△229
当中間期変動額合計	△115	0	△22	△192	△329	66	32	7,495
当中間期末残高	1,941	0	1,400	2,284	5,628	1,115	2,333	284,961

■中間連結キャッシュ・フロー計算書

(単位：百万円)

科 目	令和5年度中間期 (自 令和5年4月1日 至 令和5年9月30日)	令和6年度中間期 (自 令和6年4月1日 至 令和6年9月30日)
営業活動によるキャッシュ・フロー		
税金等調整前中間純利益	10,587	12,343
減価償却費	963	1,123
減損損失	219	46
貸倒引当金の増減(△)	△555	△599
賞与引当金の増減額(△は減少)	△0	12
役員賞与引当金の増減額(△は減少)	△48	△58
退職給付に係る資産の増減額(△は増加)	△193	△232
退職給付に係る負債の増減額(△は減少)	△0	4
睡眠預金払戻損失引当金の増減額(△は減少)	△14	△8
偶発損失引当金の増減額(△は減少)	23	51
資金運用収益	△31,477	△34,861
資金調達費用	817	1,464
有価証券関係損益(△)	763	350
金銭の信託の運用損益(△は運用益)	87	94
為替差損益(△は益)	△22,515	11,999
固定資産処分損益(△は益)	28	167
貸出金の純増(△)減	△88,435	△56,568
預金の純増減(△)	104,642	117,176
譲渡性預金の純増減(△)	14,910	△11,619
借入金(劣後特約付借入金を除く)の純増減(△)	22,289	502
預け金(日銀預け金を除く)の純増(△)減	192	178
コールマネー等の純増減(△)	2,000	29,000
債券貸借取引受入担保金の純増減(△)	795	—
外国為替(資産)の純増(△)減	△2,250	942
外国為替(負債)の純増減(△)	△9	31
リース債権及びリース投資資産の純増(△)減	△534	△933
資金運用による収入	30,706	36,291
資金調達による支出	△844	△1,049
その他	△13,290	24,840
小計	28,856	130,690
法人税等の支払額	△3,056	△3,953
営業活動によるキャッシュ・フロー	25,799	126,737
投資活動によるキャッシュ・フロー		
有価証券の取得による支出	△59,024	△112,833
有価証券の売却による収入	57,658	15,137
有価証券の償還による収入	27,210	30,203
金銭の信託の増加による支出	△6,291	△6,233
金銭の信託の減少による収入	6,100	6,200
有形固定資産の取得による支出	△825	△578
有形固定資産の売却による収入	13	88
有形固定資産の除却による支出	—	△104
無形固定資産の取得による支出	△7	△8
投資活動によるキャッシュ・フロー	24,833	△68,129
財務活動によるキャッシュ・フロー		
配当金の支払額	△806	△1,051
非支配株主への配当金の支払額	△1	△1
自己株式の取得による支出	△0	△0
自己株式の処分による収入	0	0
リース債務の返済による支出	△11	△576
財務活動によるキャッシュ・フロー	△819	△1,629
現金及び現金同等物に係る換算差額	15	△0
現金及び現金同等物の増減額(△は減少)	49,829	56,978
現金及び現金同等物の期首残高	366,324	457,998
現金及び現金同等物の中間期末残高	416,153	514,976

■注記事項（令和6年度中間期）

（中間連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項）

1. 連結の範囲に関する事項

(1) 連結子会社

9 社
株式会社徳島大正銀行
株式会社香川銀行
トモニシステムサービス株式会社
株式会社徳銀ビジネスサービス
香川ビジネスサービス株式会社
トモニリース株式会社
トモニカード株式会社
株式会社徳銀キャピタル
大正信用保証株式会社

(2) 非連結子会社

地域とトモニ1号投資事業有限責任組合
非連結子会社は、その資産、経常収益、中間純損益（持分に見合う額）、利益剰余金（持分に見合う額）及びその他の包括利益累計額（持分に見合う額）等からみて、連結の範囲から除いても企業集団の財政状態及び経営成績に関する合理的な判断を妨げない程度に重要性が乏しいため、連結の範囲から除外しております。

2. 持分法の適用に関する事項

(1) 持分法適用の非連結子会社

該当ありません。

(2) 持分法適用の関連会社

該当ありません。

(3) 持分法非適用の非連結子会社

地域とトモニ1号投資事業有限責任組合

持分法非適用の非連結子会社は、中間純損益（持分に見合う額）、利益剰余金（持分に見合う額）及びその他の包括利益累計額（持分に見合う額）等からみて、持分法の対象から除いても中間連結財務諸表に重要な影響を与えないため、持分法の対象から除いております。

(4) 持分法非適用の関連会社

該当ありません。

3. 連結子会社の中間決算日等に関する事項

(1) 連結子会社の中間決算日は次のとおりであります。

9 月末日

9 社

4. 会計方針に関する事項

(1) 商品有価証券の評価基準及び評価方法

商品有価証券の評価は、時価法（売却原価は移動平均法により算定）により行っております。

(2) 有価証券の評価基準及び評価方法

(イ) 有価証券の評価は、満期保有目的の債券については移動平均法による償却原価法（定額法）、その他有価証券については時価法（売却原価は移動平均法により算定）、ただし市場価格のない株式等については移動平均法による原価法により行っております。

なお、その他有価証券の評価差額については、全部純資産直入法により処理しております。

(ロ) 有価証券運用を主目的とする単独運用の金銭の信託において信託財産として運用されている有価証券の評価は、時価法により行っております。

(3) デリバティブ取引の評価基準及び評価方法

デリバティブ取引の評価は、時価法により行っております。

(4) 固定資産の減価償却の方法

① 有形固定資産（リース資産を除く）

有形固定資産は、定率法（ただし、平成10年4月1日以後に取得した建物（建物附属設備を除く。）並びに平成28年4月1日以後に取得した建物附属設備及び構築物については定額法）を採用し、年間減価償却費見積額を期間により按分し計上しております。

また、主な耐用年数は次のとおりであります。

建物：7年～50年

その他：3年～20年

② 無形固定資産

無形固定資産は、定額法により償却しております。なお、自社利用のソフトウェアについては、連結子会社で定める利用可能期間（10年以内）に基づいて償却しております。

③ リース資産

所有権移転外ファイナンス・リース取引に係る「有形固定資産」中のリース資産は、リース期間を耐用年数とした定額法により償却しております。なお、残存価額については、リース契約上に残価保証の取決めがあるものは当該残価保証額とし、それ以外の場合は零としております。

(5) 貸倒引当金の計上基準

銀行業を営む連結子会社の貸倒引当金は、予め定めている償却・引当基準に則り、次のとおり計上しております。

破産、特別清算等法的に経営破綻の事実が発生している債務者（以下「破綻先」という。）に係る債権及びそれと同等の状況にある債務者（以下「実質破綻先」という。）に係る債権については、以下のなお書きに記載されている直接減額後の帳簿価額から、担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額を計上しております。また、現在は経営破綻の状況にないが、今後経営破綻に陥る可能性が大きいと認められる債務者（以下「破綻懸念先」という。）に係る債権については、債権額から、担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額のうち、債務者の支払能力を総合的に判断し必要と認める額を計上しております。

上記以外の債権については、主として今後1年間の予想損失額又は今後3年間の予想損失額を見込んで計上しており、予想損失額は、1年間又は3年間の貸倒実績を基礎とした貸倒実績率の過去の一定期間における平均値に基づき損失率を求め算定しております。

すべての債権は、資産の自己査定基準に基づき、営業関連部署が資産査定を実施し、当該部署から独立した資産監査部署が査定結果を監査しております。

なお、破綻先及び実質破綻先に対する担保・保証付債権等については、債権額から担保の評価額及び保証による回収が可能と認められる額を控除した残額を取立不能見込額として債権額から直接減額しており、その金額は8,432百万円であります。

その他の連結子会社の貸倒引当金は、一般債権については過去の貸倒実績率等を勘案して必要と認めた額を、貸倒懸念債権等特定の債権については、個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額をそれぞれ計上しております。

(6) 賞与引当金の計上基準

賞与引当金は、従業員への賞与の支払いに備えるため、従業員に対する賞与の支給見込額のうち、当中間連結会計期間に帰属する額を計上しております。

(7) 役員賞与引当金の計上基準

役員賞与引当金は、役員への賞与の支払いに備えるため、役員に対する賞与の支給見込額のうち、当中間連結会計期間に帰属する額を計上しております。

(8) 睡眠預金払戻損失引当金の計上基準

睡眠預金払戻損失引当金は、負債計上を中止した預金の預金者からの将来の払戻請求に備えるため、過去の払戻実績に基づき、必要額を計上しております。

(9) 偶発損失引当金の計上基準

偶発損失引当金は、信用保証協会における責任共有制度に基づく負担金等の支払いに備えるため、予め定めている償却・引当基準に基づき将来の負担金支払見積額を計上しております。

(10) 退職給付に係る会計処理の方法

退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当中間連結会計期間末までの期間に帰属させる方法については給付算定式基準によっております。また、過去勤務費用及び数理計算上の差異の損益処理方法は次のとおりであります。

過去勤務費用：その発生時の従業員の平均残存勤務期間内の一定の年数（5年又は10年）による定額法により損益処理

数理計算上の差異：各連結会計年度の発生時の従業員の平均残存勤務期間内の一定の年数（5年又は10年）による定額法により按分した額を、それぞれ発生翌連結会計年度から損益処理

なお、一部の連結子会社は、退職給付に係る負債及び退職給付費用の計算に、退職給付に係る当中間連結会計期間末の自己都合要支給額を退職給付債務とする方法を用いた簡便法を適用しております。

(11) 収益及び費用の計上基準

ファイナンス・リース取引に係る収益及び費用の計上基準については、リース料受取時に売上高と売上原価を計上する方法によっております。

(12) 外貨建の資産及び負債の本邦通貨への換算基準

外貨建資産・負債は、中間連結決算日の為替相場による円換算額を付しております。

(13) 重要なヘッジ会計の方法

(イ) 金利リスク・ヘッジ

金融資産・負債から生じる金利リスクに対するヘッジ会計の方法は、金利スワップの特例処理によっております。

(ロ) 為替変動リスク・ヘッジ

銀行業を営む連結子会社の外貨建金融資産・負債から生じる為替変動リスクに対するヘッジ会計の方法は、「銀行業における外貨建取引等の会計処理に関する会計上及び監査上の取扱い」（日本公認会計士協会業種別委員会実務指針第25号 令和2年10月8日。以下「業種別委員会実務指針第25号」という。）に規定する繰延ヘッジによっております。

ヘッジ有効性評価の方法については、外貨建金銭債権債務等の為替変動リスクを減殺する目的で行う通貨スワップ取引及び為替スワップ取引等をヘッジ手段とし、ヘッジ対象である外貨建金銭債権債務等に見合うヘッジ手段の外貨ポジション相当額が存在することを確認することによりヘッジの有効性を評価しております。

(14) 中間連結キャッシュ・フロー計算書における資金の範囲

中間連結キャッシュ・フロー計算書における資金の範囲は、中間連結貸借対照表上の「現金預け金」のうち現金及び日本銀行への預け金であります。

(15) 関連する会計基準等の定めが明らかでない場合に採用した会計処理の原則及び手続

投資信託（ETF除く）の解約・償還に伴う差損益について、投資信託全体で益の場合は有価証券利息配当金に計上し、損の場合は国債等債券償還損に計上しております。当中間連結会計期間は、有価証券利息配当金に投資信託の解約・償還に伴う差益570百万円を計上しております。

(会計方針の変更)

(法人税、住民税及び事業税等に関する会計基準等の適用)

「法人税、住民税及び事業税等に関する会計基準」(企業会計基準第27号 令和4年10月28日)等を当中間連結会計期間の期首から適用し、当連結会計年度の所得に対する法人税、住民税及び事業税等を、その発生源となる取引等に応じて、損益、株主資本及びその他の包括利益に区分して計上することといたしました。これによる中間連結財務諸表に与える影響はありません。

(中間連結貸借対照表関係)

1. 非連結子会社の出資金の総額

出資金 497百万円

2. 銀行法及び金融機能の再生のための緊急措置に関する法律に基づく債権は次のとおりであります。なお、債権は、中間連結貸借対照表の「有価証券」中の社債(その元本の償還及び利息の支払の全部又は一部について保証しているものであって、当該社債の発行が有価証券の私募(金融商品取引法第2条第3項)によるものに限る。)、貸出金、外国為替、「その他資産」中の未收利息及び仮払金並びに支払承諾見返の各勘定に計上されるものであります。

破産更生債権及びこれらに準ずる債権額	11,586百万円
危険債権額	49,652百万円
三月以上延滞債権額	58百万円
貸出条件緩和債権額	5,645百万円
合計額	66,942百万円

破産更生債権及びこれらに準ずる債権とは、破産手続開始、更生手続開始、再生手続開始の申立て等の事由により経営破綻に陥っている債務者に対する債権及びこれらに準ずる債権であります。

危険債権とは、債務者が経営破綻の状態には至っていないが、財政状態及び経営成績が悪化し、契約に従った債権の元本の回収及び利息の受取りができない可能性の高い債権で破産更生債権及びこれらに準ずる債権に該当しないものであります。

三月以上延滞債権とは、元本又は利息の支払が約定支払日の翌日から三月以上遅延している貸出金で破産更生債権及びこれらに準ずる債権並びに危険債権に該当しないものであります。

貸出条件緩和債権とは、債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他の債務者に有利となる取決めを行った貸出金で破産更生債権及びこれらに準ずる債権、危険債権並びに三月以上延滞債権に該当しないものであります。

なお、上記債権額は、貸倒引当金控除前の金額であります。

3. 手形割引は、「銀行業における金融商品会計基準適用に関する会計上及び監査上の取扱い」(日本公認会計士協会業種別委員会実務指針第24号 令和4年3月17日)に基づき金融取引として処理しております。これにより受け入れた商業手形及び買入外国為替等は、売却又は(再)担保という方法で自由に処分できる権利を有しておりますが、その額面金額は次のとおりであります。

6,578百万円

4. 担保に供している資産は次のとおりであります。

担保に供している資産

有価証券	183,227百万円
貸出金	4,804百万円
計	188,032百万円

担保資産に対応する債務

借用金	130,000百万円
-----	------------

上記のほか、為替決済等の取引の担保あるいは先物取引証拠金の代用として、次のものを差し入れております。

預け金	119百万円
有価証券	7,586百万円
その他資産	17,400百万円

また、その他資産には、保証金が含まれておりますが、その金額は次のとおりであります。

保証金	707百万円
-----	--------

5. 当座貸越契約及び貸付金に係るコミットメントライン契約は、顧客からの融資実行の申し出を受けた場合に、契約上規定された条件について違反がない限り、一定の限度額まで資金を貸付けることを約する契約であります。これらの契約に係る融資未実行残高は次のとおりであります。

融資未実行残高	525,431百万円
うち原契約期間が1年以内のもの	498,845百万円

(又は任意の時期に無条件で取消可能なもの)

なお、これらの契約の多くは、融資実行されずに終了するものであるため、融資未実行残高そのものが必ずしも連結子会社の将来のキャッシュ・フローに影響を与えるものではありません。これらの契約の多くには、金融情勢の変化、債権の保全及びその他相当の事由があるときは、連結子会社が実行申し込みを受けた融資の拒絶又は契約極度額の減額をすることができる旨の条項が付けられております。

また、契約時において必要に応じて不動産・有価証券等の担保を徴求するほか、契約後も定期的に予め定めている行内(社内)手続に基づき顧客の業況等を把握し、必要に応じて契約の見直し、与信保全上の措置等を講じております。

6. 土地の再評価に関する法律(平成10年3月31日公布法律第34号)に基づき、株式会社徳島大正銀行の事業用の土地の再評価を行い、評価差額については、当該評価差額に係る税金相当額を「再評価に係る繰延税金負債」として負債の部に計上し、これを控除した金額を「土地再評価差額金」として純資産の部に計上しております。

再評価を行った年月日 平成10年3月31日

同法律第3条第3項に定める再評価の方法

土地の再評価に関する法律施行令(平成10年3月31日公布政令第119号)第2条第4号に定める地価税の課税価格で(自己所有の寮・社宅に係る土地については同政令第2条第3号固定資産税評価額に基づいて合理的な調整を行って)再評価しております。

同法律第10条に定める再評価を行った事業用土地の期末における時価の合計額と当該事業用土地の再評価後の帳簿価額の合計額との差額 2,820百万円

7. 有形固定資産の減価償却累計額

減価償却累計額	28,000百万円
---------	-----------

8. 「有価証券」中の社債のうち、有価証券の私募(金融商品取引法第2条第3項)による社債に対する保証債務の額

64,031百万円

(中間連結損益計算書関係)

1. 営業経費には、次のものを含んでおります。

給与・手当	7,498百万円
-------	----------

2. その他経常収益には、次のものを含んでおります。

貸倒引当金戻入益	一百万円
償却債権取立益	236百万円

3. その他経常費用には、次のものを含んでおります。

貸出金償却	493百万円
貸倒引当金繰入額	321百万円
株式等売却損	51百万円
株式等償却	11百万円

4. 減損損失

当中間連結会計期間において、継続的な地価の下落等により投資額の回収が見込めなくなった資産グループの帳簿価額を回収可能価額まで減額し、当該減少額46百万円を減損損失として特別損失に計上しております。その内訳は、土地37百万円及び建物8百万円であります。

用途	種類	場所	減損損失
稼動資産	営業用店舗	徳島県内	37百万円
稼動資産	営業用店舗	岡山県内	7百万円
稼動資産	営業用店舗	大阪府内	1百万円

銀行業を営む連結子会社は、営業用店舗については、営業店（又は各グループ店）毎に管理会計で継続的に収支を把握していることから各営業店（又は各グループ店）を、また遊休資産については各資産を、それぞれグルーピングの単位としております。また、当社及びその他の連結子会社は、各社をグルーピングの単位としております。

なお、当資産グループの回収可能価額は正味売却価額により測定しており、「不動産鑑定評価基準」又は「売却予定額」に基づき評価しております。

（中間連結株主資本等変動計算書関係）

1. 発行済株式の種類及び総数並びに自己株式の種類及び株式数に関する事項

（単位：千株）

	当連結会計年度 期首株式数	当中間連結会計 期間増加株式数	当中間連結会計 期間減少株式数	当中間連結会計 期間末株式数	摘要
発行済株式					
普通株式	193,533	—	—	193,533	
合計	193,533	—	—	193,533	
自己株式					
普通株式	1,376	0	235	1,141	（注）
合計	1,376	0	235	1,141	

（注）普通株式の自己株式の増加は0千株は単元未満株式の買取りによる増加であり、減少235千株は新株予約権の権利行使による減少であります。

2. 新株予約権及び自己新株予約権に関する事項

区分	新株予約権の内訳	新株予約権の 目的となる 株式の種類	新株予約権の目的となる株式の数（株）			当中間連結 会計期間末 残高 （百万円）	摘要
			当連結会計 年度期首	当中間連結会計期間 増加	当中間連結 会計期間末 減少		
当社	ストック・オプション としての新株予約権		—	—	—	1,115	
	合計		—	—	—	1,115	

3. 配当に関する事項

（1）当中間連結会計期間中の配当金支払額

（決議）	株式の種類	配当金の総額 （百万円）	1株当たり 配当額（円）	基準日	効力発生日
令和6年6月26日 定時株主総会	普通株式	1,056	5.50	令和6年3月31日	令和6年6月27日

（2）基準日が当中間連結会計期間に属する配当のうち、配当の効力発生日が当中間連結会計期間の末日後となるもの

（決議）	株式の種類	配当金の総額 （百万円）	配当の原資	1株当たり 配当額（円）	基準日	効力発生日
令和6年11月12日 取締役会	普通株式	1,346	利益剰余金	7.00	令和6年9月30日	令和6年12月6日

（中間連結キャッシュ・フロー計算書関係）

1. 現金及び現金同等物の中間期末残高と中間連結貸借対照表に掲記されている科目の金額との関係

現金預け金勘定	519,533百万円
日本銀行への預け金以外の預け金	△4,556百万円
現金及び現金同等物	514,976百万円

(リース取引関係)

(借手側)

1. ファイナンス・リース取引

(1) 所有権移転外ファイナンス・リース取引

① リース資産の内容

(ア) 有形固定資産

事務機器、ATM及び車両であります。

② リース資産の減価償却の方法

中間連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項「4. 会計方針に関する事項」の「(4) 固定資産の減価償却の方法」に記載のとおりであります。

2. オペレーティング・リース取引

オペレーティング・リース取引のうち解約不能のものに係る未経過リース料

1 年内	144百万円
1 年超	718百万円
合計	862百万円

(貸手側)

1. リース投資資産の内訳

リース料債権部分	14,189百万円
見積残存価額部分	5百万円
受取利息配当額 (△)	1,215百万円
リース投資資産	12,979百万円

2. リース債権及びリース投資資産に係るリース料債権部分の中間連結会計期間末日後の回収予定額

	リース債権	リース投資資産
1 年以内	21百万円	3,984百万円
1 年超 2 年以内	6百万円	3,305百万円
2 年超 3 年以内	2百万円	2,767百万円
3 年超 4 年以内	0百万円	2,149百万円
4 年超 5 年以内	一百万円	1,316百万円
5 年超	一百万円	665百万円

(金融商品関係)

1. 金融商品の時価等に関する事項

中間連結貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額は、次のとおりであります。なお、市場価格のない株式等及び組合出資金は、次表には含めておりません（（注1）参照）。また、現金預け金、外国為替（資産・負債）、コールマネー及び売渡手形は、短期間で決済されるため時価が帳簿価額に近似することから、注記を省略しております。

(単位：百万円)

	中間連結貸借対照表計上額	時価	差額
(1) 商品有価証券			
売買目的有価証券	365	365	—
(2) 金銭の信託	1,104	1,104	—
(3) 有価証券			
満期保有目的の債券	36,156	35,765	△390
その他有価証券（※1）	695,514	695,514	—
(4) 貸出金	3,612,449		
貸倒引当金（※2）	△20,955		
	3,591,494	3,578,534	△12,960
資産計	4,324,635	4,311,284	△13,351
(1) 預金	4,329,826	4,329,718	△107
(2) 譲渡性預金	112,999	113,009	10
(3) 借入金	138,744	138,731	△12
負債計	4,581,569	4,581,460	△109
デリバティブ取引（※3）			
ヘッジ会計が適用されていないもの	3,774	3,774	—
ヘッジ会計が適用されているもの	28	28	—
デリバティブ取引計	3,802	3,802	—

（※1）その他有価証券には、「時価の算定に関する会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第31号 令和3年6月17日）第24－9項の基準価額を時価とみなす取扱いを適用した投資信託が含まれております。

（※2）貸出金に対応する一般貸倒引当金及び個別貸倒引当金を控除しております。

（※3）デリバティブ取引によって生じた正味の債権・債務は純額で表示しており、合計で正味の債務となる項目については、（ ）で表示しております。

(注1) 市場価格のない株式等及び組合出資金の中間連結貸借対照表計上額は次のとおりであり、金融商品の時価情報「その他有価証券」には含めておりません。

区分	中間連結貸借対照表計上額 (百万円)
非上場株式 (*1) (*2)	9,149
組合出資金 (*3)	3,189

- (*1) 非上場株式については、「金融商品の時価等の開示に関する適用指針」(企業会計基準適用指針第19号 令和2年3月31日)第5項に基づき、時価開示の対象とはしていません。
- (*2) 当中間連結会計期間において、非上場株式について11百万円減損処理を行っております。
- (*3) 組合出資金については、「時価の算定に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第31号 令和3年6月17日)第24-16項に基づき、時価開示の対象とはしていません。

2. 金融商品の時価のレベルごとの内訳等に関する事項

金融商品の時価を、時価の算定に用いたインプットの観察可能性及び重要性に応じて、以下の3つのレベルに分類しております。

レベル1の時価：観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、活発な市場において形成される当該時価の算定の対象となる資産または負債に関する相場価格により算定した時価

レベル2の時価：観察可能な時価に係るインプットのうち、レベル1のインプット以外の時価の算定に係るインプットを用いて算定した時価

レベル3の時価：観察できない時価の算定に係るインプットを使用して算定した時価

時価の算定に重要な影響を与えるインプットを複数使用している場合には、それらのインプットがそれぞれ属するレベルのうち、時価の算定における優先順位が最も低いレベルに時価を分類しております。

(1) 時価で中間連結貸借対照表に計上している金融商品

区分	時価 (百万円)			
	レベル1	レベル2	レベル3	合計
金銭の信託	—	1,104	—	1,104
商品有価証券及び有価証券				
売買目的有価証券				
国債・地方債等	43	322	—	365
その他有価証券				
国債・地方債等	76,940	149,282	—	226,223
社債	—	16,510	27,928	44,439
株式	23,721	—	—	23,721
その他	82,025	313,425	—	395,451
デリバティブ取引				
通貨関連	—	5,060	—	5,060
資産計	182,731	485,706	27,928	696,366
デリバティブ取引				
金利関連	—	0	—	0
通貨関連	—	1,193	—	1,193
クレジット・デリバティブ	—	—	64	64
負債計	—	1,193	64	1,257

- (*1) 有価証券には、「時価の算定に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第31号 令和3年6月17日)第24-9項の基準価額を時価とみなす取扱いを適用した投資信託は含まれていません。第24-9項の取扱いを適用した投資信託の中間連結貸借対照表計上額は5,678百万円であります。

- (*2) 第24-9項の取扱いを適用した投資信託の期首残高から期末残高への調整表 (単位: 百万円)

期首残高	当期の損益又はその他の包括利益 損益に計上	その他の包括利益 に計上(*1)	購入、売却及び償還の純額	投資信託の基準価額を時価とみなすこととした額	投資信託の基準価額を時価とみなさないこととした額	期末残高	当期の損益に計上した額のうち 中間連結貸借対照表日において 保有する投資信託の評価損益
5,625	—	54	△1	—	—	5,678	—

- (*1) 中間連結包括利益計算書の「その他の包括利益」の「その他有価証券評価差額金」に含まれております。

(2) 時価で中間連結貸借対照表に計上している金融商品以外の金融商品

区分	時価 (百万円)			
	レベル1	レベル2	レベル3	合計
有価証券				
満期保有目的の債券				
社債	—	—	35,765	35,765
貸出金	—	—	3,578,534	3,578,534
資産計	—	—	3,614,299	3,614,299
預金	—	4,329,718	—	4,329,718
譲渡性預金	—	113,009	—	113,009
借入金	—	130,002	8,728	138,731
負債計	—	4,572,731	8,728	4,581,460

(注1) 時価の算定に用いた評価技法及び時価の算定に係るインプットの説明

資産

金銭の信託

有価証券運用を主目的とする単独運用の金銭の信託において信託財産として運用されている有価証券については、株式は取引所の価格、債券は日本証券業協会が公表する価格又は取引金融機関から提示された価格によっております。観察できないインプットによる影響額が重要な場合はレベル3の時価、そうでない場合はレベル2の時価に分類しております。

なお、保有目的ごとの金銭の信託に関する注記事項については「(金銭の信託関係)」に記載しております。

商品有価証券及び有価証券

商品有価証券及び有価証券については、活発な市場における無調整の相場価格を利用できるものはレベル1の時価に分類しております。主に上場株式や国債がこれに含まれます。

公表された相場価格を用いていたとしても市場が活発でない場合にはレベル2の時価に分類しております。主に地方債、社債がこれに含まれます。また、市場における取引価格が存在しない投資信託について、解約又は買戻請求に関して市場参加者からリスクの対価を求められるほどの重要な制限がない場合には基準価額を時価とし、レベル2の時価に分類しております。

相場価格が入手できない場合には、将来キャッシュ・フローの現在価値技法などの評価技法を用いて時価を算定しております。評価に当たっては観察可能なインプットを最大限利用しており、インプットには、TIBOR、信用スプレッド、倒産確率、倒産時の損失率等が含まれます。算定に当たり重要な観察できないインプットを用いている場合には、レベル3の時価に分類しております。

私募債については、元利金の合計額を、信用リスク等のリスク要因を織り込んだ割引率で割り引いて時価を算定しており、当該割引率が観察不能であることからレベル3の時価に分類しております。

なお、保有目的ごとの有価証券に関する注記事項については「(有価証券関係)」に記載しております。

貸出金

貸出金のうち、変動金利によるものは、短期間で市場金利を反映するため、貸出先の信用状態が実行後大きく異なっていない限り、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。固定金利によるもののうち、一般貸出については、その将来キャッシュ・フローをスワップ金利等適切な指標に信用スプレッドを上乗せした利率で割り引いた現在価値を算定しております。個人ローン(住宅ローン及び消費者ローン)については、その将来キャッシュ・フローを、同様の新規貸出を行った場合に想定される利率で割り引いた現在価値を算定しております。

また、破綻先、実質破綻先及び破綻懸念先に対する債権等については、見積将来キャッシュ・フローの現在価値又は担保及び保証による回収見込額等に基づいて貸倒見積高を算定しているため、時価は中間連結決算日における中間連結貸借対照表上の債権等計上額から貸倒引当金計上額を控除した金額に近似しており、当該価額を時価としております。

貸出金のうち、当該貸出を担保資産の範囲内に限るなどの特性により、返済期限を設けていないものについては、返済見込み期間及び金利条件等から、時価は帳簿価額と近似しているものと想定されるため、帳簿価額を時価としております。

時価に対して観察できないインプットによる影響額が重要な場合はレベル3の時価、そうでない場合はレベル2の時価に分類しております。

負債

預金、及び譲渡性預金

要求払預金については、中間連結決算日に要求された場合の支払額(帳簿価額)を時価とみなしております。また、定期預金及び譲渡性預金の時価は、一定の期間ごとに区分して、将来のキャッシュ・フローを割り引いて現在価値を算定しております。その割引率は、新規に預金を受け入れる際に使用する利率を用いております。当該時価はレベル2の時価に分類しております。

借入金

借入金については、一定の期間ごとに区分した当該借入金の元利金の合計額を同様の借入において想定される利率で割り引いて現在価値を算定しております。時価に対して観察できないインプットによる影響額が重要な場合はレベル3の時価、そうでない場合はレベル2の時価に分類しております。

デリバティブ取引

デリバティブ取引は、金利関連取引(金利スワップ)、通貨関連取引(為替予約等)及びクレジット・デリバティブ取引(クレジット・デフォルト・スワップ)であり、取引金融機関から提示された価格や、取引の種類や満期までの期間に応じて現在価値技法により算定しております。

それらの評価技法で用いている主なインプットは、金利、為替レート、ボラティリティ、倒産確率等であります。時価に対して観察できないインプットを用いていない又はその影響が重要でない場合はレベル2の時価に分類しており、金利関連取引(金利スワップ)及び通貨関連取引(為替予約等)が含まれます。重要な観察できないインプットを用いている場合はレベル3の時価に分類しており、クレジット・デリバティブ取引(クレジット・デフォルト・スワップ)が含まれます。

(注2) 時価で中間連結貸借対照表に計上している金融商品のうちレベル3の時価に関する情報

(1) 重要な観察できないインプットに関する定量的情報

区分	評価技法	重要な観察できないインプット	インプットの範囲	インプットの加重平均
有価証券 その他有価証券 私募債	現在価値技法	信用スプレッド	0.00%～2.36%	0.09%
デリバティブ取引 クレジット・デリバティブ	現在価値技法	倒産確率	0.00%	0.00%

(2) 期首残高から期末残高への調整表、当期の損益に認識した評価損益

(単位：百万円)

	期首残高	当期の損益又はその他の包括利益		購入、売却、発行及び決済の純額	レベル3の時価への振替	レベル3の時価からの振替	期末残高	当期の損益に計上した額のうち中間連結貸借対照表日において保有する金融資産及び金融負債の評価損益(*1)
		損益に計上(*1)	その他の包括利益に計上(*2)					
有価証券 その他有価証券 私募債	26,808	—	△88	1,208	—	—	27,928	—
デリバティブ取引 クレジット・デリバティブ	△78	2	—	12	—	—	△64	2

(*1) 中間連結損益計算書の「その他業務収益」に含まれております。

(*2) 中間連結包括利益計算書の「その他の包括利益」の「その他有価証券評価差額金」に含まれております。

(3) 時価の評価のプロセスの説明

当社グループは、市場リスク管理部門（ミドル・オフィス）において時価の算定に関する方針及び手続きを定めており、これに沿って事務管理部門（バック・オフィス）が時価を算定しております。算定された時価は、市場リスク管理部門（ミドル・オフィス）において、時価の算定に用いられた評価技法及びインプットの妥当性並びに時価のレベルの分類の適切性を検証しております。検証結果はリスク管理統括部署に報告され、時価の算定方針及び手続きに関する適切性が確保されております。

時価の算定に当たっては、個々の資産の性質、特性及びリスクを最も適切に反映できる評価モデルを用いております。また、第三者から入手した相場価格を利用する場合においても、利用されている評価技法及びインプットの確認や類似の金融商品の時価との比較等の適切な方法により価格の妥当性を検証しております。

(4) 重要な観察できないインプットを変化させた場合の時価に対する影響に関する説明

私募債の時価の算定で用いている重要な観察できないインプットは、信用スプレッドであります。このインプットの著しい増加（減少）は、それ単独では、時価の著しい低下（上昇）を生じさせることとなります。

クレジット・デリバティブの時価の算定で用いている重要な観察できないインプットは、倒産確率であります。倒産確率の著しい増加（減少）は、単独では、時価の著しい上昇（低下）を生じさせることとなります。

(ストック・オプション等関係)

1. スtock・オプションにかかる費用計上額及び科目名

営業経費

72百万円

2. スtock・オプションの内容

令和6年ストック・オプション	
付与対象者の区分及び人数	当社、株式会社徳島大正銀行及び株式会社香川銀行の取締役25名
株式の種類別のストック・オプションの付与数 (注) 1	普通株式 416,800株
付与日	令和6年7月24日
権利確定条件	権利確定条件は定めていない
対象勤務期間	対象勤務期間は定めていない
権利行使期間	令和6年7月25日～令和36年7月24日
権利行使価格(注) 2	1株当たり 1円
付与日における公正な評価単価(注) 2	1株当たり 343円

(注) 1. 株式数に換算して記載しております。

2. 1株当たりに換算して記載しております。

(資産除去債務関係)

当該資産除去債務の総額の増減

期首残高	399百万円
有形固定資産の取得に伴う増加額	一百万円
時の経過による調整額	1百万円
資産除去債務の履行による減少額	一百万円
その他の増減額 (△は減少)	一百万円
期末残高	401百万円

(収益認識関係)

顧客との契約から生じる収益を分解した情報

(単位：百万円)

区分	当中間連結会計期間 (自 令和6年4月1日 至 令和6年9月30日)
役務取引等収益	4,159
預金・貸出金業務	524
為替業務	727
証券関連業務	840
代理業務	510
保護預り・貸金庫業務	35
その他業務	1,521
顧客との契約から生じる経常収益	4,159
上記以外の経常収益	41,277

(注) 役務取引等収益は、主に銀行業から発生しております。

(1株当たり情報)

1. 1株当たり純資産額

1株当たり純資産額 1,463円23銭

(注) 1株当たり純資産額の算定上の基礎は、次のとおりであります。

純資産の部の合計額	284,961百万円
純資産の部の合計額から控除する金額	3,448百万円
うち新株予約権	1,115百万円
うち非支配株主持分	2,333百万円
普通株式に係る中間期末(期末)の純資産額	281,513百万円
1株当たり純資産額の算定に用いられた中間 期末(期末)の普通株式の数	192,391千株

2. 1株当たり中間純利益及び算定上の基礎並びに潜在株式調整後1株当たり中間純利益及び算定上の基礎

(1) 1株当たり中間純利益 45円15銭

(算定上の基礎)

親会社株主に帰属する中間純利益	8,683百万円
普通株主に帰属しない金額	一百万円
普通株式に係る親会社株主に帰属する中間純利益	8,683百万円
普通株式の期中平均株式数	192,274千株

(2) 潜在株式調整後1株当たり中間純利益 44円42銭

(算定上の基礎)

親会社株主に帰属する中間純利益調整額	一百万円
普通株式増加数	3,202千株
うち新株予約権	3,202千株

希薄化効果を有しないため、潜在株式調整後1株当たり中間純利益の算定に含めなかった潜在株式の概要

(重要な後発事象)

該当事項はありません。

時価等情報（連結）

■ 有価証券関係

1. 満期保有目的の債券

（単位：百万円）

	種類	令和5年度中間期			令和6年度中間期		
		中間連結貸借 対照表計上額	時価	差額	中間連結貸借 対照表計上額	時価	差額
時価が中間連結貸借対 照表計上額を超えるもの	国債	—	—	—	—	—	—
	地方債	—	—	—	—	—	—
	短期社債	—	—	—	—	—	—
	社債	12,353	12,433	79	6,724	6,778	53
	その他	—	—	—	—	—	—
	小計	12,353	12,433	79	6,724	6,778	53
時価が中間連結貸借対 照表計上額を超えないもの	国債	—	—	—	—	—	—
	地方債	—	—	—	—	—	—
	短期社債	—	—	—	—	—	—
	社債	18,620	18,364	△256	29,432	28,987	△444
	その他	—	—	—	—	—	—
	小計	18,620	18,364	△256	29,432	28,987	△444
合計		30,974	30,797	△177	36,156	35,765	△390

2. その他有価証券

（単位：百万円）

	種類	令和5年度中間期			令和6年度中間期		
		中間連結貸借 対照表計上額	取得原価	差額	中間連結貸借 対照表計上額	取得原価	差額
中間連結貸借対照表計 上額が取得原価を超えるもの	株式	23,571	11,347	12,224	22,842	9,289	13,553
	債券	33,812	33,616	195	45,132	44,933	199
	国債	3,010	2,999	10	16,787	16,666	120
	地方債	3,805	3,796	9	2,825	2,820	5
	短期社債	—	—	—	—	—	—
	社債	26,996	26,820	175	25,519	25,446	73
	その他	121,938	116,255	5,683	203,133	195,944	7,188
	小計	179,323	161,219	18,104	271,108	250,167	20,941
中間連結貸借対照表計 上額が取得原価を超えないもの	株式	689	866	△176	878	1,058	△179
	債券	242,670	250,696	△8,025	225,530	232,763	△7,232
	国債	67,456	73,469	△6,013	60,153	65,327	△5,173
	地方債	153,833	155,701	△1,867	146,457	148,378	△1,921
	短期社債	—	—	—	—	—	—
	社債	21,381	21,525	△144	18,919	19,057	△137
	その他	213,346	229,658	△16,312	198,942	209,509	△10,567
	小計	456,706	481,221	△24,514	425,351	443,330	△17,979
合計		636,030	642,441	△6,410	696,460	693,498	2,961

3. 減損処理を行った有価証券

売買目的有価証券以外の有価証券（市場価格のない株式等及び組合出資金を除く。）のうち、当該有価証券の時価が取得原価に比べて著しく下落しており、時価が取得原価まで回復する見込みがあると認められないものについては、当該時価をもって中間連結貸借対照表計上額とするとともに、評価差額を当中間連結会計期間の損失として処理（以下「減損処理」という。）しております。

前中間連結会計期間における減損処理額は、409百万円（うち株式一百万円、その他409百万円）であります。

当中間連結会計期間において減損処理を行ったものはありません。

また、時価が「著しく下落した」と判断するための基準は、中間連結会計期間末の時価が取得原価に比べて50%以上下落している場合は著しい下落であると判断し、30%以上50%未満下落している場合は発行会社の財務内容及び過去の一定期間における時価の推移等を勘案し判断しております。

■金銭の信託関係

1. 満期保有目的の金銭の信託

該当ありません。

2. その他の金銭の信託（運用目的及び満期保有目的以外）

該当ありません。

■其他有価証券評価差額金

中間連結貸借対照表に計上されている其他有価証券評価差額金の内訳は、次のとおりであります。

（単位：百万円）

種類	令和5年度中間期	令和6年度中間期
評価差額	△6,286	3,006
其他有価証券	△6,286	3,006
その他の金銭の信託	—	—
（＋）繰延税金資産	1,984	868
其他有価証券評価差額金（持分相当額調整前）	△4,302	2,137
（△）非支配株主持分相当額	172	196
（＋）持分法適用会社が所有する其他有価証券に係る評価差額金のうち親会社持分相当額	—	—
其他有価証券評価差額金	△4,474	1,941

（注）評価差額には、組合等の構成資産である其他有価証券に係る評価差額45百万円（益）を含めております。

デリバティブ取引関係（連結）

1. ヘッジ会計が適用されていないデリバティブ取引

ヘッジ会計が適用されていないデリバティブ取引について、取引の対象物の種類ごとの中間連結決算日における契約額又は契約において定められた元本相当額、時価及び評価損益は、次のとおりであります。なお、契約額等については、その金額自体がデリバティブ取引に係る市場リスクを示すものではありません。

(1) 金利関連取引

（単位：百万円）

区分	種類	令和5年度中間期				令和6年度中間期			
		契約額等	契約額等のうち 1年超のもの	時価	評価損益	契約額等	契約額等のうち 1年超のもの	時価	評価損益
店頭	金利スワップ								
	受取変動・支払固定	69	69	△0	△0	62	—	△0	△0
合計				△0	△0			△0	△0

（注）上記取引については時価評価を行い、評価損益を中間連結損益計算書に計上しております。

(2) 通貨関連取引

（単位：百万円）

区分	種類	令和5年度中間期				令和6年度中間期			
		契約額等	契約額等のうち 1年超のもの	時価	評価損益	契約額等	契約額等のうち 1年超のもの	時価	評価損益
店頭	為替予約								
	売建	304,399	7,714	△5,448	△5,448	331,035	11,000	3,367	3,367
	買建	21,846	3,199	253	253	12,454	5,083	471	471
合計				△5,194	△5,194			3,838	3,838

（注）上記取引については時価評価を行い、評価損益を中間連結損益計算書に計上しております。

(3) 株式関連取引

該当ありません。

(4) 債券関連取引

該当ありません。

(5) 商品関連取引

該当ありません。

(6) クレジット・デリバティブ取引

（単位：百万円）

区分	種類	令和5年度中間期				令和6年度中間期			
		契約額等	契約額等のうち 1年超のもの	時価	評価損益	契約額等	契約額等のうち 1年超のもの	時価	評価損益
店頭	クレジット・デフォルト・スワップ								
	売建	—	—	—	—	—	—	—	—
	買建	1,792	1,792	△35	△35	3,402	3,402	△64	2
合計				△35	△35			△64	2

（注）1. 上記取引については時価評価を行い、評価損益を中間連結損益計算書に計上しております。

2. 「売建」は信用リスクの引受取引、「買建」は信用リスクの引渡取引であります。

2. ヘッジ会計が適用されているデリバティブ取引

ヘッジ会計が適用されているデリバティブ取引について、取引の対象物の種類ごと、ヘッジ会計の方法別の中間連結決算日における契約額又は契約において定められた元本相当額及び時価は、次のとおりであります。なお、契約額等については、その金額自体がデリバティブ取引に係る市場リスクを示すものではありません。

(1) 金利関連取引

(単位：百万円)

ヘッジ会計の方法	種類	令和5年度中間期				令和6年度中間期			
		主なヘッジ対象	契約額等	契約額等のうち 1年超のもの	時価	主なヘッジ対象	契約額等	契約額等のうち 1年超のもの	時価
金利スワップの特例処理	金利スワップ								
	受取固定・支払変動	借入金	95,000	95,000	(注)	借入金	95,000	95,000	(注)
合計					—				—

(注) 金利スワップの特例処理によるものは、ヘッジ対象とされている借入金と一体として処理されているため、その時価は「(金融商品関係)」の当該借入金の時価に含めて記載しております。

(2) 通貨関連取引

(単位：百万円)

ヘッジ会計の方法	種類	令和5年度中間期				令和6年度中間期			
		主なヘッジ対象	契約額等	契約額等のうち 1年超のもの	時価	主なヘッジ対象	契約額等	契約額等のうち 1年超のもの	時価
原則的処理方法	資金関連スワップ	外貨建の貸出金	441	—	△50	外貨建の貸出金	451	—	28
合計					△50				28

(注) 主として業種別委員会実務指針第25号に基づき、繰延ヘッジによっております。

(3) 株式関連取引

該当ありません。

(4) 債券関連取引

該当ありません。

自己資本の充実の状況（連結）

当社グループは、銀行法施行規則（昭和57年大蔵省令第10号）第19条の2第1項第5号ニ等の規定に基づき、自己資本の充実の状況等について金融庁長官が別に定める事項（平成26年金融庁告示第7号、自己資本比率規制の第3の柱（市場規律））として、中間連結会計年度の開示事項を、以下のとおり、開示しております。

連結自己資本比率は、銀行法第52条の25の規定に基づき、銀行持株会社が銀行持株会社及び子会社等の保有する資産等に照らし自己資本の充実の状況が適当であるかどうかを判断するための基準（平成18年金融庁告示第20号。以下「告示」という。）に定められた算式に基づいて、算出しております。

また、当社グループは、国内基準を適用のうえ信用リスク・アセットの額の算出においては標準的手法^(注)を採用しております。

（注）標準的手法とは、あらかじめ監督当局が設定したリスク・ウェイトを使用して信用リスク・アセットの額を算出する手法のことです。

■自己資本の構成に関する開示事項

自己資本の構成及び連結自己資本比率（国内基準）

（単位：百万円）

項目	令和5年度中間期	令和6年度中間期
コア資本に係る基礎項目（1）		
普通株式又は強制転換条項付優先株式に係る株主資本の額	250,708	274,538
うち、資本金及び資本剰余金の額	50,887	61,338
うち、利益剰余金の額	201,204	214,954
うち、自己株式の額（△）	490	407
うち、社外流出予定額（△）	892	1,346
うち、上記以外に該当するものの額	—	—
コア資本に算入されるその他の包括利益累計額	670	2,284
うち、為替換算調整勘定	—	—
うち、退職給付に係るものの額	670	2,284
普通株式又は強制転換条項付優先株式に係る新株予約権の額	1,048	1,115
コア資本に係る調整後非支配株主持分の額	—	—
コア資本に係る基礎項目の額に算入される引当金の合計額	9,783	9,909
うち、一般貸倒引当金コア資本算入額	9,783	9,909
うち、適格引当金コア資本算入額	—	—
適格旧非累積的永久優先株の額のうち、コア資本に係る基礎項目の額に含まれる額	—	—
適格旧資本調達手段の額のうち、コア資本に係る基礎項目の額に含まれる額	600	—
公的機関による資本の増強に関する措置を通じて発行された資本調達手段の額のうち、コア資本に係る基礎項目の額に含まれる額	—	—
土地再評価額と再評価直前の帳簿価額の差額の四十五パーセントに相当する額のうち、コア資本に係る基礎項目の額に含まれる額	100	—
非支配株主持分のうち、経過措置によりコア資本に係る基礎項目の額に含まれる額	203	—
コア資本に係る基礎項目の額（イ）	263,114	287,848
コア資本に係る調整項目（2）		
無形固定資産（モーゲージ・サービシング・ライツに係るものを除く。）の額の合計額	627	366
うち、のれんに係るもの（のれん相当差額を含む。）の額	—	—
うち、のれん及びモーゲージ・サービシング・ライツに係るもの以外の額	627	366
繰延税金資産（一時差異に係るものを除く。）の額	46	13
適格引当金不足額	—	—
証券化取引に伴い増加した自己資本に相当する額	—	—
負債の時価評価により生じた時価評価差額であって自己資本に算入される額	—	—
退職給付に係る資産の額	4,555	6,697
自己保有普通株式等（純資産の部に計上されるものを除く。）の額	0	0
意図的に保有している他の金融機関等の対象資本調達手段の額	—	—
少数出資金融機関等の対象普通株式等の額	—	—
特定項目に係る十パーセント基準超過額	—	—
うち、その他金融機関等の対象普通株式等に該当するものに関連するものの額	—	—
うち、モーゲージ・サービシング・ライツに係る無形固定資産に関連するものの額	—	—
うち、繰延税金資産（一時差異に係るものに限る。）に関連するものの額	—	—
特定項目に係る十五パーセント基準超過額	—	—
うち、その他金融機関等の対象普通株式等に該当するものに関連するものの額	—	—
うち、モーゲージ・サービシング・ライツに係る無形固定資産に関連するものの額	—	—
うち、繰延税金資産（一時差異に係るものに限る。）に関連するものの額	—	—
コア資本に係る調整項目の額（ロ）	5,230	7,078
自己資本		
自己資本の額（（イ）－（ロ））（ハ）	257,884	280,769

(単位：百万円)

項目	令和5年度中間期	令和6年度中間期
リスク・アセット等 (3)		
信用リスク・アセットの額の合計額	2,798,636	2,911,034
うち、経過措置によりリスク・アセットの額に算入される額の合計額	210	—
うち、他の金融機関等向けエクスポージャー	—	—
うち、上記以外に該当するものの額	210	—
マーケット・リスク相当額の合計額を八パーセントで除して得た額	—	—
オペレーショナル・リスク相当額の合計額を八パーセントで除して得た額	102,268	106,475
信用リスク・アセット調整額	—	—
オペレーショナル・リスク相当額調整額	—	—
リスク・アセット等の額の合計額 (二)	2,900,905	3,017,509
連結自己資本比率		
連結自己資本比率 ((ハ)／(二))	8.88%	9.30%

■定量的な開示事項（連結）

■その他金融機関等（告示第18条第6項第1号に規定するその他金融機関等をいう。）であって銀行持株会社の子法人等であるもののうち、自己資本比率規制上の所要自己資本を下回った会社の名称と所要自己資本を下回った額の総額
該当ありません。

■自己資本の充実度に関する事項

信用リスク及びリスク・ウェイトのみなし計算が適用されるエクスポージャーに係る信用リスクに対する所要自己資本の額（単位：百万円）

項目	令和5年度中間期		令和6年度中間期	
	リスク・アセット	所要自己資本額	リスク・アセット	所要自己資本額
【資産（オン・バランス）項目】				
現金	—	—	—	—
我が国の中央政府及び中央銀行向け	—	—	—	—
外国の中央政府及び中央銀行向け	4,254	170	3,281	131
国際決済銀行等向け	—	—	—	—
我が国の地方公共団体向け	—	—	—	—
外国の中央政府等以外の公共部門向け	—	—	—	—
国際開発銀行向け	—	—	—	—
地方公共団体金融機構向け	379	15	379	15
我が国の政府関係機関向け	2,893	115	2,238	89
地方三公社向け	—	—	—	—
金融機関及び第一種金融商品取引業者向け	15,182	607	15,378	615
法人等向け	1,415,905	56,636	1,488,654	59,546
中小企業等向け及び個人向け	508,337	20,333	512,832	20,513
抵当権付住宅ローン	98,761	3,950	100,175	4,007
不動産取得等事業向け	565,772	22,630	602,762	24,110
三月以上延滞等	2,462	98	1,685	67
取立未済手形	—	—	—	—
信用保証協会等による保証付	12,236	489	13,260	530
株式会社地域経済活性化支援機構等による保証付	—	—	—	—
出資等	21,325	853	19,497	779
（うち出資等のエクスポージャー）	21,325	853	19,497	779
（うち重要な出資のエクスポージャー）	—	—	—	—
上記以外	69,092	2,763	70,915	2,836
（うち他の金融機関等の対象資本等調達手段のうち対象普通株式等及びその他外部T L A C 関連調達手段に該当するものの以外のもにに係るエクスポージャー）	—	—	—	—
（うち特定項目のうち調整項目に算入されない部分に係るエクスポージャー）	10,621	424	9,110	364
（うち総株主等の議決権の百分の十を超える議決権を有している他の金融機関等に係るその他外部T L A C 関連調達手段に関するエクスポージャー）	—	—	—	—
（うち総株主等の議決権の百分の十を超える議決権を有していない他の金融機関等に係るその他外部T L A C 関連調達手段のうち、その他外部T L A C 関連調達手段に係る五パーセント基準額を上回る部分に係るエクスポージャー）	—	—	—	—
（うち上記以外のエクスポージャー）	58,471	2,338	61,805	2,472
証券化	—	—	—	—
（うちS T C 要件適用分）	—	—	—	—
（うち非S T C 要件適用分）	—	—	—	—
再証券化	—	—	—	—
リスク・ウェイトのみなし計算が適用されるエクスポージャー	47,597	1,903	42,965	1,718
（うちルック・スルー方式）	47,192	1,887	42,753	1,710
（うちマンドート方式）	405	16	212	8
（うち蓋然性方式（250％））	—	—	—	—
（うち蓋然性方式（400％））	—	—	—	—
（うちフォールバック方式（1250％））	—	—	—	—
経過措置によりリスク・アセットの額に算入されるものの額	210	8	—	—
他の金融機関等の対象資本調達手段に係るエクスポージャーに係る経過措置によりリスク・アセットの額に算入されなかったものの額	—	—	—	—
資産（オン・バランス）計	2,764,411	110,576	2,874,028	114,961

(単位：百万円)

項目	令和5年度中間期		令和6年度中間期	
	リスク・アセット	所要自己資本額	リスク・アセット	所要自己資本額
【オフ・バランス取引等項目】				
原契約期間が1年以下のコミットメント	1,123	44	634	25
短期の貿易関連偶発債務	190	7	168	6
特定の取引に係る偶発債務	545	21	258	10
原契約期間が1年超のコミットメント	10,825	433	12,724	508
信用供与に直接的に代替する偶発債務	4,237	169	5,618	224
先物購入、先渡し預金、部分払込株式又は部分払込債券	—	—	—	—
有価証券の貸付、現金若しくは有価証券による担保の提供又は有価証券の買戻条件付売却若しくは売戻条件付購入	—	—	—	—
派生商品取引	6,921	276	7,040	281
オフ・バランス取引等 計	23,842	953	26,444	1,057
【CVAリスク相当額に係る額】（簡便的リスク測定方式）	10,381	415	10,561	422
【中央清算機関関連エクスポージャーに係る額】	—	—	—	—
合計	2,798,636	111,945	2,911,034	116,441

(注) 所要自己資本額＝リスク・アセット×4%

連結総所要自己資本の額

(単位：百万円)

項目	令和5年度中間期	令和6年度中間期
	所要自己資本額	所要自己資本額
信用リスク及びリスク・ウェイトのみなし計算が適用されるエクスポージャーに係る信用リスク（標準的手法）	111,945	116,441
オペレーショナル・リスク（基礎的手法）	4,090	4,259
合計	116,036	120,700

■信用リスクに関する事項（リスク・ウェイトのみなし計算又は信用リスク・アセットのみなし計算が適用されるエクスポージャー及び証券化エクスポージャーを除く。）

信用リスクに関するエクスポージャー及び三月以上延滞エクスポージャーの中間期末残高

（単位：百万円）

	令和5年度中間期					令和6年度中間期				
	信用リスクに関するエクスポージャーの中間期末残高				三月以上延滞エクスポージャーの中間期末残高 (注3)	信用リスクに関するエクスポージャーの中間期末残高				三月以上延滞エクスポージャーの中間期末残高 (注3)
		貸出金等 (注1)	債券	派生商品 取引(注2)			貸出金等 (注1)	債券	派生商品 取引(注2)	
国内計	4,462,601	3,396,535	444,909	5,313	3,297	4,649,324	3,501,733	440,599	7,813	4,151
国外計	391,216	107,364	207,782	74,053	—	414,985	133,479	211,217	68,413	—
地域別合計	4,853,817	3,503,900	652,692	79,366	3,297	5,064,309	3,635,212	651,816	76,227	4,151
製造業	215,555	194,713	8,557	0	208	209,282	189,783	7,811	3	877
農業、林業	9,434	9,021	380	—	—	8,865	8,452	380	—	—
漁業	5,971	5,141	830	—	8	7,311	6,393	916	—	8
鉱業、採石業、砂利採取業	7,337	7,257	80	—	1	6,812	6,572	240	—	0
建設業	225,310	217,191	7,941	0	238	231,405	221,820	9,439	3	349
電気・ガス・熱供給・水道業	65,551	64,945	606	—	—	69,640	68,750	890	—	—
情報通信業	19,683	18,313	762	—	0	20,640	19,189	776	—	—
運輸業、郵便業	361,088	358,018	2,307	658	3	399,602	396,240	2,393	889	3
卸売業、小売業	268,162	257,759	9,434	0	318	274,530	262,155	11,217	5	775
金融業、保険業	464,127	68,237	62,109	78,614	58	510,247	81,772	41,243	75,239	43
不動産業、物品賃貸業	930,160	912,114	16,915	5	1,460	974,122	954,414	18,579	26	556
各種サービス業	464,326	453,007	10,860	—	110	479,170	467,242	11,467	—	747
地方公共団体	291,578	125,966	165,406	—	—	293,526	137,468	155,855	—	—
その他	1,525,528	812,212	366,499	85	888	1,579,152	814,955	390,606	59	788
業種別合計	4,853,817	3,503,900	652,692	79,366	3,297	5,064,309	3,635,212	651,816	76,227	4,151
1年以下	770,830	737,700	30,348	2,480		790,084	734,826	49,598	5,281	
1年超3年以下	389,915	263,613	125,262	763		442,750	318,462	123,076	967	
3年超5年以下	406,985	279,852	126,983	—		430,565	293,583	136,818	—	
5年超7年以下	365,794	244,978	120,719	—		409,562	279,483	130,017	—	
7年超10年以下	613,459	433,160	180,090	—		570,448	422,532	147,416	—	
10年超	1,606,489	1,539,049	67,397	—		1,643,866	1,580,901	62,923	—	
期間の定めのないもの	700,340	5,544	1,889	76,122		777,031	5,423	1,967	69,978	
残存期間別合計	4,853,817	3,503,900	652,692	79,366		5,064,309	3,635,212	651,816	76,227	

- (注) 1. 貸出金、貸出金に係る未収金・仮払金、コミットメント及びその他の派生商品以外のオフ・バランス取引であります。
2. 派生商品取引は与信相当額ベースであります。
3. 「三月以上延滞エクスポージャー」とは、元本又は利息の支払いが約定支払日の翌日から3ヵ月以上延滞しているエクスポージャー、又は引当金勘案前でリスク・ウェイトが150%以上であるエクスポージャーであります。
4. 中間期末残高は当期のリスク・ポジションから大幅に乖離していないため、期中平均残高は記載しておりません。

一般貸倒引当金、個別貸倒引当金、特定海外債権引当勘定の中間期末残高及び期中増減額

（単位：百万円）

種類	期別	期首残高	期中増減額	中間期末残高
一般貸倒引当金	令和5年度中間期	10,256	△473	9,783
	令和6年度中間期	10,322	△412	9,909
個別貸倒引当金	令和5年度中間期	12,209	△82	12,127
	令和6年度中間期	11,649	△186	11,462
特定海外債権引当勘定	令和5年度中間期	—	—	—
	令和6年度中間期	—	—	—
合計	令和5年度中間期	22,466	△555	21,910
	令和6年度中間期	21,971	△599	21,372

個別貸倒引当金の地域別、業種別内訳

(単位：百万円)

地域別・業種別	令和5年度中間期			令和6年度中間期		
	期首残高	期中増減額	中間期末残高	期首残高	期中増減額	中間期末残高
国内計	12,209	△82	12,127	11,649	△186	11,462
国外計	—	—	—	—	—	—
地域別合計	12,209	△82	12,127	11,649	△186	11,462
製造業	1,903	595	2,499	2,890	△284	2,606
農業、林業	126	△7	119	6	1	8
漁業	14	△3	10	4	△1	3
鉱業、採石業、砂利採取業	2	6	9	7	△0	6
建設業	903	△263	640	589	△103	485
電気・ガス・熱供給・水道業	2	△0	2	2	△0	2
情報通信業	75	△0	74	66	2	69
運輸業、郵便業	473	△36	436	427	△12	415
卸売業、小売業	1,367	186	1,554	1,594	69	1,664
金融業、保険業	16	△3	13	13	1	14
不動産業、物品賃貸業	3,283	△90	3,193	3,109	△530	2,579
各種サービス業	3,016	△369	2,646	2,238	628	2,867
地方公共団体	—	—	—	—	—	—
その他	1,024	△97	927	696	42	739
業種別合計	12,209	△82	12,127	11,649	△186	11,462

(注) 一般貸倒引当金は地域別及び業種別の区分ごとの算定を行っていないため、個別貸倒引当金のみ記載しております。

業種別の貸出金償却の額

(単位：百万円)

業種別	令和5年度中間期	令和6年度中間期
製造業	71	102
農業、林業	—	2
漁業	—	—
鉱業、採石業、砂利採取業	—	—
建設業	38	60
電気・ガス・熱供給・水道業	—	—
情報通信業	—	4
運輸業、郵便業	13	—
卸売業、小売業	349	82
金融業、保険業	—	—
不動産業、物品賃貸業	15	8
各種サービス業	65	172
地方公共団体	—	—
その他	52	60
合計	606	493

リスク・ウェイトの区分ごとの信用リスク削減効果勘案後のエクスポージャー残高

(単位：百万円)

	令和5年度中間期		令和6年度中間期	
	格付適用	格付不適用	格付適用	格付不適用
0%	160,456	1,109,522	165,747	1,200,744
10%	—	155,694	—	159,411
20%	132,086	2,117	150,358	2,054
35%	—	282,157	—	286,206
50%	269,972	107	245,534	203
75%	—	596,402	—	604,487
100%	15,152	1,989,528	11,829	2,112,593
150%	500	731	—	762
250%	—	4,248	—	3,644
合計	578,168	4,140,509	573,470	4,370,108

- (注) 1. 「格付適用」とは、リスク・ウェイト算定にあたり、格付を適用しているエクスポージャーであり、「格付不適用」とは、格付を適用していないエクスポージャーであります。
 なお、格付は適格格付機関が付与しているものに限り、ます。
2. 「格付適用」エクスポージャーには、原債務者の格付を適用しているエクスポージャーに加え、保証人の格付を適用しているエクスポージャーや、サブリン格付に準拠したリスク・ウェイトを適用しているエクスポージャーが含まれています。

告示第57条の5第2項第2号、第155条の2第2項第2号、第226条（告示第103条及び第105条において準用する場合に限る。）並びに第226条の4第1項第1号及び第2号（告示第103条及び第105条において準用する場合に限る。）の規定により1250%のリスク・ウェイトが適用されるエクスポージャーの額
 該当ありません。

■信用リスク削減手法に関する事項

信用リスク削減手法が適用されたエクスポージャーの額

(単位：百万円)

	令和5年度中間期	令和6年度中間期
適格金融資産担保	126,631	112,413
適格保証又はクレジット・デリバティブ	393,231	378,161

■派生商品取引及び長期決済期間取引の取引相手のリスクに関する事項

リスク・ウェイトのみなし計算が適用されるエクスポージャーのうち、個々の資産の把握が困難な資産に含まれる派生商品取引及び長期決済期間取引については、記載しておりません。

派生商品取引

派生商品取引の与信相当額算出に用いる方式

派生商品取引の与信相当額は、カレント・エクスポージャー方式^(注)にて算出しております。

(注) カレント・エクスポージャー方式とは、デリバティブ取引の信用リスク計測手段の1つで、取引を時価評価することによって再構築コストを算出し、これに契約期間中に生じるであろう同コストの増加見込み額（ポテンシャル・エクスポージャー）を付加して算出する方法です。

派生商品取引のグロス再構築コストの額及び与信相当額

(単位：百万円)

	令和5年度中間期	令和6年度中間期
グロス再構築コストの額の合計額 (A)	57,776	55,999
グロスのアドオンの合計額 (B)	24,009	23,230
与信相当額（担保による信用リスク削減効果勘案前） (C)	81,785	79,229
派生商品取引	81,785	79,229
外国為替関連取引	44,488	38,879
金利関連取引	1,132	1,056
株式関連取引	—	—
その他取引	—	—
クレジット・デリバティブ	36,164	39,292
(A) + (B) - (C)	—	—
担保の額	50,054	47,798
適格金融資産担保	50,054	47,798
与信相当額（担保による信用リスク削減効果勘案後）	31,731	31,430

(注) 原契約期間が5営業日以内の外国為替関連取引の与信相当額は除いております。

与信相当額算出の対象となるクレジット・デリバティブの想定元本額

(単位：百万円)

	令和5年度中間期	令和6年度中間期
クレジット・デリバティブの種類		
クレジット・デフォルト・スワップ	プロテクションの購入 プロテクションの提供	— 3,402 177,868
トータル・リターン・スワップ	プロテクションの購入 プロテクションの提供	— —
合計	プロテクションの購入 プロテクションの提供	— 3,402 177,868

信用リスク削減手法の効果を勘案するために用いるクレジット・デリバティブの想定元本額

(単位：百万円)

	令和5年度中間期	令和6年度中間期
信用リスク削減手法として用いたクレジット・デリバティブ	—	—

長期決済期間取引

該当ありません。

■証券化エクスポージャーに関する事項

リスク・ウェイトのみなし計算が適用されるエクスポージャーのうち、個々の資産の把握が困難な資産に含まれる証券化エクスポージャーについては、記載しておりません。

また、オフ・バランス取引による証券化エクスポージャーは該当ありません。

オリジネーターである証券化エクスポージャーに関する事項

該当ありません。

投資家である証券化エクスポージャーに関する事項

該当ありません。

■出資等又は株式等エクスポージャーに関する事項

リスク・ウェイトのみなし計算が適用されるエクスポージャーのうち、個々の資産の把握が困難な資産に含まれる出資等又は株式等エクスポージャーについては、記載しておりません。

中間連結貸借対照表計上額及び時価

(単位：百万円)

	令和5年度中間期		令和6年度中間期	
	中間連結貸借対照表計上額	時価	中間連結貸借対照表計上額	時価
上場している出資等又は株式等エクスポージャー	24,261		23,721	
上記に該当しない出資等又は株式等エクスポージャー	9,111		9,149	
合計	33,372	33,372	32,871	32,871

売却及び償却に伴う損益の額

(単位：百万円)

	令和5年度中間期	令和6年度中間期
売却に伴う損益の額	1,450	553
償却に伴う損益の額	△69	△11

中間連結貸借対照表で認識され、かつ中間連結損益計算書で認識されない評価損益の額等

(単位：百万円)

	令和5年度中間期	令和6年度中間期
中間連結貸借対照表で認識され、かつ中間連結損益計算書で認識されない評価損益の額	12,047	13,373
中間連結貸借対照表及び中間連結損益計算書で認識されない評価損益の額	—	—

■リスク・ウェイトのみなし計算又は信用リスク・アセットのみなし計算が適用されるエクスポージャーに関する事項

リスク・ウェイトのみなし計算が適用されるエクスポージャーの額

(単位：百万円)

	令和5年度中間期	令和6年度中間期
ルック・スルー方式	127,329	180,645
マンドレート方式	852	223
蓋然性方式 (250%)	—	—
蓋然性方式 (400%)	—	—
フォールバック方式 (1250%)	—	—
合計	128,182	180,869

- (注) 1. 「ルック・スルー方式」とは、当該エクスポージャーの裏付けとなる個々の資産の信用リスク・アセットを算出し足し上げ信用リスク・アセットの額を算出する方式であります。
2. 「マンドレート方式」とは、当該エクスポージャーの運用基準 (マンドレート) に基づき、資産構成を保守的に想定して信用リスク・アセットの額を算出する方式であります。
3. 「蓋然性方式 (250%)」とは、当該エクスポージャーのリスク・ウェイトが250%以下である蓋然性が高いことを疎明した場合に、信用リスク・アセットの額を算出する方式であります。
4. 「蓋然性方式 (400%)」とは、当該エクスポージャーのリスク・ウェイトが400%以下である蓋然性が高いことを疎明した場合に、信用リスク・アセットの額を算出する方式であります。
5. 「フォールバック方式 (1250%)」とは、上記1. 2. 3. 4. の方式が適用できない場合に、信用リスク・アセットの額を算出する方式であります。

■金利リスクに関する事項

(単位：百万円)

項番		△EVE		△NII	
		令和5年度中間期	令和6年度中間期	令和5年度中間期	令和6年度中間期
1	上方パラレルシフト	13,215	21,472	15,957	15,424
2	下方パラレルシフト	1,431	11,563	1,701	1,346
3	スティープ化	5,783	8,214		
4	最大値	13,215	21,472	15,957	15,424
5	自己資本の額	令和5年度中間期 257,884		令和6年度中間期 280,769	

(注) 銀行子会社の連結子会社等の保有する金利リスク量は極めて僅少であること等の理由から、当社グループの金利リスク量計測の対象としておりません。